

新法人移行認可行程表の遅れについて (II)

救助艇の整備については当協会のHPにアップしておりますのでご覧になって下さい。

当協会の基金は 30 年前に法人化の際に「遭難とかの時救助費用として」という名目で積み立てたものです。今回の救助艇の筆はその趣旨にも合致するものです。

基金の内容はその後に入会した会員の艇登録料等も入っています。その金額は 300 万と言う価値になっています。この事も我々は頭に入れておく必要があります。

遊休資産、当協会では今回資産を整理したところ 1200 万円ですがこのままで法人化を進めれば基金は無くなり自動的に公益目的資産として組み入れられて毎年公益目的支出計画書を作成して監督官庁に提出し監督を受けると言う事になります。

昨年あたりから各都道府県から今回の法人改革の公益、一般法人、社団の「監督の基本的考え方」「立入検査の考え方」について出ています。宮城県はまだアップしていないようですが京都府、大阪府、滋賀県からも出ています。これらは今回の法律によるものでいずれも厳しい内容です。

そして監督についても今までのような主務官庁による裁量的なものではないとかなり厳しい事の記載になっています。

遊休資産が無ければ監督、立入検査はなくなります。私はその事を云っている訳で何も救助艇（主にレース用に使う事になる）が必ずと言うものではありません。他に現在の定款にも合ったものと適当なものがあればそれでも、でも救助艇はベター。

このまま一般社団申請で認可されれば自動的に 1200 万について監督、立入検査があるわけでその事務量も大変な物になるようです。それで今回の法人認可を取らない社団もあるようです。

今回、基金（遊休資産）をこのままでと言うのであれば煩雑な事務的な仕事をしてくれるのですね。毎年多くの書類を作成して役所ともやり合っていく覚悟、度胸が有るのかと言う事になります。今迄の様に反対だけをしていけば良いのではなくて政権担当能力が問われるかも。

先の文でも書きましたが私はこれをして行くつもりは全くありません。この事はこの際はっきりと云っておきます。

会員のために良かれと思いの救助艇ですが 1200 万円を公益目的にだけ使う、また同じ公益団体に寄付をすると言う高邁な考へ方の方が立派かも知れません。

後で救助艇を整備すれば良かったなんて云う筆は無いのですね。それなら只妨害しただけの事になりますので。

京都府、大阪府の「監督の考え方」「立入検査の考え方」を添付していますのでよく是非ご覧になって下さい。

平成 22 年 10 月 15 日

特例民法法人 宮城外洋帆走協会 理事長 渡辺孝志